

日 時：令和 7 年 7 月 16 日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、大島委員、浅井委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、高村委員、
小笠原委員、宍戸委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、稲垣審議官、戸梶総務課長、
香月参事官、日置参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○戸梶総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席でございます。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。よろしく
お願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第329回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は一つでございます。

議題 1「関東百貨店健康保険組合の全項目評価書について」ということで、事務局から
説明をお願いいたします。

○事務局 今般、関東百貨店健康保険組合から、「関東百貨店健康保険組合における適用、
給付及び徴収関係事務 全項目評価書」の提出がございました。特定個人情報保護評価指
針に定める指針の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局か
ら精査結果を説明させていただき、承認するかどうかの御審議を頂きたく存じます。

まず、資料 1－1 に基づき、評価書の概要を説明させていただきます。今般、評価の再
実施を行う理由は、特定個人情報の入手方法として KX システムを追加することになり、
当該システムを用いた事務のプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策を講ずる必要が
あるためです。

事務の内容の変更点として、8 ページの「（別添 1）事務の内容」において、ページ上
部のピンクの枠の KX システムに関する一連の事務が追加されています。事務の変更内容
を踏まえて特定個人情報の入手・使用、保管・消去におけるリスク対策が変更となってい
ます。

今回追記された主なリスク対策の例につきましては、27 ページの中段「入手した情報
の登録・確認をする基幹システム専用端末」の部分のボツの三つ目でございますが、組合
が講ずる特定個人情報の不正使用、事務外使用に対するリスク対策として、KX システム
を利用して入手したデータを基幹システムに登録する処理は、権限を付与された必要最小
限の職員等だけが行えることが記載されています。

また、41 ページの中段「電子申請された届出書の受け付けにおける措置」の部分のボ
ツの三つ目でございますが、KX システム自体で行われる特定個人情報の漏えい・滅失・
毀損に対するリスク対策として、KX システムに格納されたデータは、提出元以外の機関
はアクセスできないことが記載されております。

評価書の概要説明については以上です。

つづきまして、資料１－２に基づき、評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局による精査結果を説明させていただきます。

１ページから３ページまでの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から、４ページから１０ページまでの「特定個人情報ファイル」では、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているかといった観点から審査しており、いずれも問題となる点は認められませんでした。

つづきまして、１１ページを御覧ください。「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、ＫＸシステムの利用における特定個人情報ファイルの取扱いに係るリスク対策として、ＫＸシステム自体で行われるリスク対策と評価実施機関が講ずるリスク対策について、さきの資料で御説明した内容等が記載されており、いずれも問題は認められないとしております。

つづきまして、１２ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として３点を記載しており、いずれも特段の問題は認められないものとしています。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。今回の再実施は、新たに導入するＫＸシステムを介した特定個人情報の入手方法が追加されることに伴うものです。この点につきまして、特定個人情報のインターネットへの流出を防止するための措置として、従前から措置している基幹システムをインターネットに接続する情報系システムから分離する等のリスク対策について確実に実行する必要があることに加えて、ＫＸシステムを利用する者に注意点を正しく理解していただく必要があることから、（４）として新規のリスク対策が確実に実行されるように研修や説明会を通じた組合、事業所の職員への意識付けを行うとともに、評価書に記載されたリスク対策が既存、新規問わず遺漏なく実施されているか、適時適切に確認することが重要であること、また、（５）として、（１）から（４）として記載している事項については、不断の見直し・検討を行うことに加え、事務フローの変更や新たなリスク対策が生ずることとなった場合は、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の概要は以上です。

なお、本日の委員会で御承認を頂ければ、関東百貨店健康保険組合に対し、承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。

また、本議題の資料、議事概要及び議事録につきましては、準備が整い次第、全て委員会ホームページで公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○手塚委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について御質問、御意見をお願いいたします。

清水委員。

○清水委員 ありがとうございます。

私の方からは審査書に1点追加の御提案をさせていただきたいと思っております。今般、関東百貨店健康保険組合では、新たな電子申請方法としてKXシステムを取り入れるに当たり、様々なリスク対策が講じられていることを理解しました。一方、実際に事務を行うのは人間であり、適切な使い方がなされない場合は、特定個人情報の漏えいにつながるおそれもあり、組合や事業所の職員への意識付けに加えて、委託先事業者においても改めてリスク対策を徹底することが重要と考えます。

そのため、「特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性の審査」の12ページ「個人情報保護委員会による審査記載事項」について、「委託先事業者による特定個人情報ファイルの適正な取扱いに関して、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要性がある」との追記を提案させていただきたいと思います。

以上です。

○手塚委員長 どうもありがとうございました。

どうぞ、事務局。

○片岡参事官 ありがとうございます。

清水委員から御指摘いただいたとおり、委託先事業者に対するリスク対策の徹底は特に重要でございます。したがって、御提案を踏まえ、審査記載事項に追記するようにしたいと存じます。

○手塚委員長 それでは、そのほか御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

そうしますと、ただいま頂いた御意見を「個人情報保護委員会による審査記載事項」に反映することといたします。文案の詳細は私に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上でございます。

それでは、本日の会議は閉会といたします。